

令和4年11月1日

桜台自治会防災活動の見直し

SKP 事務局

1. はじめに

2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震に見るように、マグニチュード7.3以上の地震がもたらす甚大な地震被害とともに、地震直後の避難行動や救援、救護活動の困難な状況が明らかになってきており、これら事例を踏まえた防災活動、救援活動が必要になってきている。

桜台自治会の現在の「桜台自治会防災規約」や「防災マニュアル」では十分な対応ができないと考えられることから、その見直しは急務である。ここでは、大震災発生時、自治会としてどのような行動、活動が必要か提案する。

2. 震災発生直後に取りべき初期行動

- (1) 家具の転倒等の大きな揺れが来た場合は、ドアを開け頭上からの落下物に注意しながら外に逃げる。
- (2) 外に逃れられない人は、頭上落下物を避けるためにテーブル等の下に避難する。
- (3) 揺れが治まったら電気のブレーカーを落とし、無事ですタオルを玄関先に掲げた後、冬の場合は防寒対策をして1時避難所に集合する。
- (4) 家屋の倒壊につながるような大きな余震が続く場合は、1時避難所で揺れの治まるのを待つ。
- (5) 1時避難所では、揺れが治まるのを待って、被災者状況、倒壊家屋状況、避難要支援者状況等を確認する。班長が動けない場合は班の中から動ける人を選んで、現地損傷の確認をする。
- (6) 揺れが治まったら、自宅が損壊を免れた人は自宅避難とし自宅に帰る。家屋が損壊し帰れる自宅がない人は、避難所に移動する。
- (7) 避難所は、自宅に帰っても備蓄がなく生活困難な人を受け入れることはできないので、近所の支援を受けながら公的支援が開始されるまで自宅で避難する。
- (8) 被害を受けた家で、閉じ込められた人が救出を待っている場合があるが、緊急を要するのに今の段階では対応ができていない。誰がいつ、救出に来られるのか。救助器具もないのにどんな行動をとれというのか。
- (9) 冬の寒い夜の震災発生を想定した場合、一時避難所での凍死を避けるための防寒対策が必要である。

3. 震災後の考えられる桜台防災の問題点

- (1) 震災発生時は「自分で自分を守る」ことが原則であり、他人に頼れず数日は公的支援も期待できないが、備蓄等している人は少ない。
- (2) 1時避難所で、会員の安否確認や家屋の損傷状況をどのように確認するか。高齢化した班長による調査確認で限界が生じる。
- (3) 住宅を失った人は避難所に入れるが、家屋の損壊を免れた95%の人は自宅避難になる。自宅避難での問題点が明らかになっておらず、自治会としての対応も考えていない。
- (4) 自宅避難ができた人で、生活物資、食料、水、照明等が不足している場合、支援が必要。

4. 現防災体制における疑問点

- (1) 桜台自治会自主防災規約制定時には、市原市防災アセスメント調査報告書及び地区別防災カルテはなく、災害想定や地域別の被害想定がされていないために、災害時対応活動が具体的ではない。現在は上記報告書等に基づいて地域防災を進めており、これに対応した自主防災規約が必要になっている。
- (2) 大地震発生後の火災や人命救助、救援・救護等にどう対応したらいいか明確になっていない。誰が何時、どこで、どのように具体的行動を起こすのか？。人、組織、資機材もない。救援救護活動は救援資機材の確保や使用のための訓練が必要であり、簡単には行動できない。熊本地震では、地元消防団と一体になった救助活動が多数の人命を救助したという情報がある。
- (3) 自宅損壊を免れた人は自宅避難となるが、対策本部との関係は？。停電、上下水道損傷が起これば自宅退避では検討すべき課題も多い。下水道が使用できない場合トイレはどうすべきか。
- (4) 自治会館、避難所対策本部、自宅避難者間の連絡網、通信をどうするか。防災無線は地域連絡で使えるのか。
- (5) 大発災直後に1時避難所で確認すべきことは何か。会員の安否確認、被害状況はどこまで確認する必要があるのか。避難行動要支援者の支援はどの段階で実施すべきか。1時避難所での対応が明確でない。
- (6) 各自の備蓄は3日分か1週間分か、公的救援が開始されるのは発災何日後か。しかしながら備蓄をしている人は少ない。

5. 今後の発災後の防災活動検討課題

- (1) 発災直後の初期活動の見直し
- (2) 1時避難所での緊急対応の見直し

- ① 一刻の避難場所の提供だけでいいか。
 - ② 安否確認は必要か、その方法は。
 - ③ 損壊状況の確認は必要か。
 - ④ 防災班長としての班長の役割の見直し。
- (3) 救助、救援、救護、要支援者の避難支援、消火活動は1時避難所でどう対応したらいいか。
- (4) また、自治会における本格的救助、消火等活動の検討。資機材の確保。
- (5) 対策本部、避難所での自治会の役割と対応
- (6) 自宅避難者の支援と対応
- (7) 個人備蓄の基準(公的支援に頼らないで生き延びる)
- (8) 各人の耐震対策
- ① 建物の耐震補強
 - ② 家具の転倒防止
 - ③ 耐震シェルターの活用等
- (9) 冬の夜間発災における対応
- (10) 自宅避難者の班別の活動
- ① 対策本部、自宅避難者間通信、連絡体制
 - ② 支え合い助け合い(水、食料、照明、トイレ、医薬品、防寒等)
 - ③ 生活要支援者の支援体制

6. 今後の対応

上記6項の検討課題を含む防災活動の見直しは、自治会会員の高齢化の現状を踏まえて、震災時に実際に動ける活動になっていなければならない。

活動の見直しには、防災上の専門知識や行政の最新震災対策情報が必要であり、難しい作業であることを認識しプロジェクト体制で進めることを提案する。

そして、その結果を、桜台自治会自主防災規約、防災マニュアルの改正に繋げる。

以上